

金融庁 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
127	B	地方に 対する規制 緩和	03.医療・ 福祉	身寄りのない方の遺留金のうち、預金の取扱方法の明確化	身寄りのない方の銀行等(ゆうちょ銀行除く)に預けられている遺留金について、葬祭費用に活用が図ることができる制度の整備。	【経緯】身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の理火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が理火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならぬとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。	制度整備されることにより、故人口座に預けられている遺留金について、葬祭費用への活用が図られる。	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	金融庁、厚生労働省、農林水産省	茨木市		旭川市、滝沢市、鶴岡市、入間市、相模原市、鎌倉市、座間市、新潟市、高岡市、福井市、長野県、上田市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、豊田市、犬山市、京都市、大阪府、兵庫県、徳島市、高松市、久留米市、柳川市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	〇現状は福祉事務所と各金融機関が個別に協議を行い、事情を説明した上で協力してもらえらる機関については払い戻しを依頼しているが、そうでない機関の遺留金品はそのまま残されている。また、相続人が引き取りを拒否しているも、相続人が存在していることをもって払い戻しに応じてもらえないケースもある。制度整備されることによって、葬祭費用への活用が円滑になると思われる。 〇当市においても、墓地理葬法等にて葬祭を行う場合、銀行によっては預貯金の充当を断られる事例もあり、ゆうちょ銀行以外においても葬祭費に限定した払い戻しができるような法整備を求める。 〇現金での遺留金が葬祭費用に満たず、故人の口座からの払い戻しに応じてもらえない場合、市が葬儀費用を負担している。 〇これまでは、銀行等に預けられている故人口座の遺留金については、法定財産管理人に依頼しなければ葬祭費用に活用ができず、苦慮していた。制度整備がなされ、自治体による活用が図られるようになれば、喜ばしい。 〇市長村長が葬祭を執り行い、金融機関に遺留金品がある、または、存在する可能性がある場合、現状では、ゆうちょ銀行を除き実態把握や遺留金品を葬祭費等に充てることができない。相続財産管理人を選任することで対応する現在の制度では、管理人選任にかかる費用と遺留金品の比較の中で、実質的に選任することができない、または、経済合理性のない支出となってしまう。 〇身寄りのない方の葬祭に関して、自治体が葬祭を行う場合は、故人の遺留金品を充て、不足時は地方自治体負担することとなる。ゆうちょ銀行に貯金がある場合は「行旅死亡人等の郵便貯金の払い戻しについて」(昭和29年4月1日 郵1業第304号 郵政省貯金局長通知)により取り扱いが可能であり、当市でも対応した事実がある。しかし、銀行等においては同様の取り扱いができず、仮に葬祭を行うに足りる預金があった場合でも活用することができない。	生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法及び同法を準用する墓地、埋葬等に関する法律における取扱い上、身寄りのない方の葬祭等に要した費用にその方の預貯金を充当することは可能であるため、厚生労働省から自治体向けに、この取扱いを明確化するための再周知を行うこととした。 また、金融庁及び農林水産省から各金融機関への周知を早期に行っていただき、身寄りがいない方の葬祭等に要した費用について、すべての金融機関が払い戻しに応じられるようにしていただきたい。 しかし、厚生労働省等から取扱いについて周知徹底しているにも関わらず、各金融機関が各地方公共団体から葬祭等に要した費用の払い戻しの依頼に応じなかった場合等の把握及びその対応として、各金融機関が行う内部監査、外部監査において、監査項目に新設し、払い戻し依頼件数、払い戻しに応じた件数等をチェックできるようにしていただきたい。金融庁等は各金融機関の内部監査、外部監査の報告において、各地方公共団体の払い戻しに応じなかった事例について、指摘、是正勧告を行うようにしていただきたい。 また、電子マネー等の現金に準ずるものについても、葬祭等に要した費用に充当することは可能なのかについて教示いただきたい。	

金融庁 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国町村会】提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		厚生労働省から自治体に対して、身寄りのない方の葬祭等に要した費用にその方の預貯金を充当することは可能である旨の再周知を行うこと並びに金融庁及び農林水産省から業界団体を通じて金融機関に対してこの取扱いを周知することについて、本年度中に対応することとした。なお、電子マネー(※)についても、電子マネーを運営する事業者において、亡くなった方の保有していた電子マネーを当該亡くなった方の債権者に金銭として払い戻すこと等が可能であれば、自治体が当該亡くなった方が保有する当該電子マネーの払戻しを受ける等の方法で葬祭等に要した(※)資金移動業者が提供するアカウントの残高及び前払式支払手段(いわゆるプリペイドカード)の未使用残高。	5【金融庁】(1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。(関係府省:厚生労働省、農林水産省)	事務連絡	令和3年3月31日	令和3年3月31日に、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」について(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)及び「亡くなられた身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化」について(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡、金融庁監督局銀行第一課事務連絡、金融庁監督局銀行第二課事務連絡、金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室事務連絡、農林水産省経営局金融調整課事務連絡)を発出した。	